

設計図書等に対する質問及び回答

業務名 米子市弓浜コミュニティ広場人工芝賃貸借

番号	質問内容	回答
①	導入計画策定、人工芝撤去・提供工事、メンテナンス、期間中報告、製品保証等の実際の運用は、弊社に資格・ノウハウ無いことから、実際にはサプライヤーもしくはメーカーへ委託・外注を行う事となりますが問題ないですか？	委託・外注を行うことは問題ありませんが、仕様書P4に記載のとおり、設計・施工にあたる者（受注者又は受注者の責任で業者へ発注する場合はその業者）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による以下の2つの建設業の許可を有する者であることが必要となります。 ア 土木工事一式 イ 舗装工事
②	仕様書詳細6「保険」について。付保する保険は、特に明示が無いので保険金額・補償範囲等は受注者の裁量で決定し付保する事になりますが、問題ないでしょうか？	仕様書別紙1-4-(1)-オ-(イ)において、天災・地震、豪雨等の不可抗力によるものを免責事項としていますが、これは、それらの不可抗力に起因する修繕等復旧のための費用を動産総合保険または損害保険等で賄うことを想定しているものです。 したがって、保険については、契約期間中に、人工芝一式に下記の補償対象となる損害が発生した場合に、原状回復が可能となる保険金額及び補償内容を確保してください。 具体的には、修繕等に伴い追加の費用負担が生じることがないように、人工芝工事の請負単価・再調達価格（工事費一式相当額）を保険金額の上限に設定して付保してください。 ■補償対象となる主な損害 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災（暴風・竜巻等の風による損害） ・水災（台風・豪雨等による洪水・土砂崩れ・高潮等の自然現象による水害）